

昭和63年4月1日施行

(趣旨)

第1条 本大学院学則第43条の規定による研究生の取扱いについては、この規程の定めるところによる。

(出願資格)

第2条 研究生として出願できる者は、大学院博士前期課程(修士課程)を修了した者、又はこれに準ずる者とする。

(選考時期)

第3条 研究生の選考は、学年の始めとする。ただし、特別の事情がある者はこの限りでない。

(志願書類)

第4条 研究生を志願する者は、研究すべき事項及び指導教員を定め、次の書類を提出しなければならない。

(1) 研究生願書(本学所定のもの)

(2) 履歴書

(3) 最終出身校の成績及び修了証明書

(4) 写真(最近3月以内に撮影したもの1枚 縦4cm×横3cm)

(5) その他本大学院が必要とする書類

(入学許可)

第5条 研究生の入学は、当該研究科委員会において選考の上、学長が許可する。

(選考料・受講料)

第6条 研究生の選考料及び受講料は、別表(11のⅢ)の定めるところによる。

2 受講料は、特別の事情がある場合には、研究科委員会の議を経て、理事会の承認により減免することができる。

3 納入された選考料及び受講料は、返還しない。

(研究生証)

第7条 研究生として入学を許可された者は、所定の手続をすることにより、研究生証の交付を受けることができる。

(研究期間)

第8条 研究の期間は、1年以内とする。引き続き研究生を志願する者は、改めて出願しなければならない。

2 研究の期間は、通算して5年を限度とする。

(選考料の免除)

第9条 本大学院の正規の学生であった者が研究生を志願する場合、及び前条の規定によって引き続き研究生を志願する場合には、選考料を免除する。

(研究施設の利用)

第10条 研究生は、その目的を達成するため、本学の研究施設を利用することができる。

(履修の許可)

第11条 研究生は、指導教員が必要と認めるときは、授業担当教員の許可を受けた上で、正規の受講学生のいる講義、演習及び文献を履修することができる。

(研究報告書)

第12条 研究生は、学年の終わりに指導教員を経て、当該研究科長に研究報告書を提出しなければならない。

(科目履修証明書)

第13条 研究生は、履修科目の試験に合格したときは、科目履修証明書の交付を請求することができる。

2 研究生は、大学院研究生在籍証明書を請求することができる。

(雑則)

第14条 研究生に関して、大学院学則及びこの規程に定めのない事項については、大学院

委員会の定めるところによる。

(規程の改廃)

第15条 この規程の改廃は、大学委員会の議を経て、理事会の承認を得なければならない。

附 則

本規程は、昭和63年4月1日から施行する。

この改正は、平成4年4月1日から施行する。

この改正は、平成5年4月1日から施行する。

この改正は、平成7年4月1日から施行する。

この改正は、平成29年4月1日から施行する。

この規程は、令和3年4月1日から施行する。